

令和6年度
障害福祉サービス事業所等において
作成が義務化されている計画



1. 令和6年度 義務化されたもの

名称	計画	委員会	指針	研修	訓練	備考
①業務継続計画 (BCP)	○	—	—	○	○	業務継続計画未策定減算 (経過措置あり)
②非常災害対策	○	—	—	—	○	対象事業所のみ
③感染症の予防及び まん延の防止のため の措置	—	○	○	○	○	事業種別によって 委員会・研修・訓練の 開催頻度は異なる
④消防計画	○	—	—	—	○	訪問系・相談系以外
⑤避難確保計画	○	—	—	—	○	対象事業所のみ
⑥安全計画	○	—	—	—	—	障害児のみ



①業務継続計画（BCP）

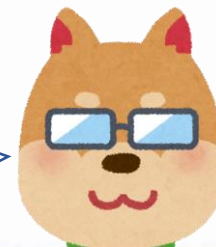
次の業務継続計画（BCP）が**いずれか**または**両方**の未策定の場合、**減算**となります。

種別	必須項目	
	感染症BCP	災害BCP
平常時	平時からの備え ⇒体制構築・整備、感染症防止の取り組み、備蓄品の確保等	平常時の対応 ⇒建物・設備の安全対策、電気・水道等のライフラインが停止した場合の対策、必要品の備蓄等
発生時	初動対応	緊急時の対応 ⇒業務継続計画発動基準、対応体制等
協力体制の 確立	感染拡大防止体制の確立 ⇒保健所との連携、濃厚接触者への対応、関係者との情報共有等	他施設及び地域との連携

その他やること

- ◆ 従業者に対し、業務継続計画を周知する
- ◆ 研修・訓練を定期的実施する
- ◆ 定期的計画の見直しを行い、必要に応じて変更する

BCPは
2種類策定するよ！



①業務継続計画（BCP）

経過措置

令和7年3月31日
まで

◆ 「感染症の予防及びまん延防止のための指針の整備」及び「非常災害に関する具体的計画」の策定を行っている場合

◆ 「非常災害に関する具体的計画」の策定が求められていない（※）事業所
※ 居宅介護、重度訪問介護、同行援護、行動援護、重度障害者等包括支援、自立生活援助、就労定着支援、居宅訪問型児童発達支援、保育所等訪問支援、計画相談支援、障害児相談支援、地域移行支援、地域定着支援

令和9年3月31日
まで

◆ 就労選択支援事業所

参考（厚労省資料）

ガイドライン ・新型コロナウイルス感染症発生時の業務継続ガイドライン
・自然災害発生時の業務継続ガイドライン

BCPのひな形や研修動画（厚労省HP）

障害福祉サービス事業所等における業務継続計画（BCP）作成支援に関する研修



②非常災害対策計画

必要項目

- ◆ 施設等の立地条件
- ◆ 災害に関する情報の入手方法
- ◆ 災害時の連絡先及び通信手段の確認
- ◆ 避難を開始する時期、判断基準
- ◆ 避難場所
- ◆ 避難経路
- ◆ 避難方法
- ◆ 災害時の人員体制、指揮系統
- ◆ 関係機関との連携体制

参考

障害者支援施設等における利用者の安全確保及び非常災害時の体制整備の強化・徹底について
(平成28年9月19日障障発0909第1号)
指定障害福祉サービス事業者等のための「非常災害対策計画」作成の手引き (愛知県)

その他やること

- ◆ 従業員に対し、非常災害対策計画を周知する
- ◆ 避難、救出その他必要な訓練を定期的実施する
- ◆ 定期的に計画の見直しを行い、必要に応じて変更する

訓練は、非常災害BCP
の訓練と一体的に実施し
てもOK!



③感染症の予防及びまん延の防止のための措置 (感染症及び食中毒の予防及びまん延の防止のための措置)

必要項目

◆ 平常時の対策	事業所内の衛生管理（環境の整備、排泄物の処理、血液・体液の処理等）
	日常の支援にかかる感染対策（標準的な予防策、手洗いの基本等）
◆ 発生時の対応	発生状況の把握
	感染拡大の防止
	医療機関や保健所、区等の関係機関との連携
	医療処置
	行政への報告

その他やること

- ◆ 感染症及び食中毒の予防及びまん延の防止のための対策を検討する委員会を定期的に（おおむね3月に1回以上／6月に1回以上）開催する
 - ◆ 研修・訓練を定期的（年2回以上／年1回以上）に実施する
- ※委員会、研修・訓練の開催頻度は事業種別により異なる

参考（厚労省資料）

「障害福祉サービス施設・事業所職員のための感染対策マニュアル」
「障害福祉サービス事業所等における感染対策指針作成の手引き」

研修と訓練は、感染症B
CPの研修・訓練と一体的
に実施してもOK！



④消防計画

必要項目

- ◆ 目的と適用範囲
- ◆ 防火管理者の業務
- ◆ 従業員が守るべき事項
- ◆ 放火防止対策
- ◆ 防火・防災教育 など

その他やること

- ◆ 防火管理者の届出
- ◆ 計画作成後消防署に届出
- ◆ 消防訓練を定期的 to 実施し、消防署に予定と実施後の報告をする

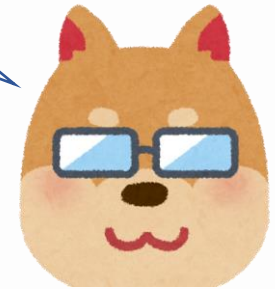
根拠法令

消防法第8条

参考

東京消防庁ホームページ

詳細は、東京消防庁の
ホームページを参照し
てね！



⑤避難確保計画

対象事業所

台東区地域防災計画(令和3年度修正)で指定した、洪水浸水想定区域又は土砂災害警戒区域に所在する要配慮者利用施設

必要項目

- ◆ 防災体制
- ◆ 避難誘導
- ◆ 設備の整備
- ◆ 防災教育及び訓練の実施
- ◆ 自衛水防組織の業務（水防法に基づき自衛水防組織を置く場合）
- ◆ そのほか利用者の円滑かつ迅速な避難の確保を図るために必要な措置

根拠法令

水防法第15条

参考

要配慮者利用施設における避難確保計画の作成等について（通知）（台東区危機・災害対策課）

【様式2-1】避難確保計画(通常版 社福通所)ひな形

⑥安全計画

対象事業所： 障害児通所支援事業所、 障害児入所支援事業所

必要事項

◆ 安全点検	施設・設備・園外環境（散歩コースや緊急避難先等）の安全点検
	マニュアルの策定・共有
◆ 児童・保護者に対する安全指導等	児童への安全指導（事業所の生活における安全、災害や事故発生時の対応、交通安全等）
	保護者への説明・共有
◆ 訓練・研修	訓練のテーマ・取組
	訓練の参加予定者（全員参加を除く。）
	職員への研修・講習（事業所内実施・外部実施を明記）
	行政等が実施する訓練・講習スケジュール
◆ 再発防止策の徹底 （ヒヤリ・ハット事例の収集・分析及び対策とその共有の方法等）	
◆ その他の安全確保に向けた取組 （地域住民や地域の関係者と連携した取組、登降園管理システムを活用した安全管理等）	

⑥安全計画

対象事業所： 障害児通所支援事業所、 障害児入所支援事業所

その他やること

- ◆ 従業者に対し、計画の内容を周知する
- ◆ 保護者に対し計画に基づく内容等について周知する
- ◆ 研修・訓練を定期的実施する
- ◆ 定期的に見直しを行い、必要に応じて変更する

安全計画とは別項目だけど、
同じく令和5年度から追加され
た項目なので、要チェック！

★送迎を行っている場合★

「自動車を運行する場合の所在の確認」が必要！

- ◆ 障害児の乗車及び降車の際に、障害児の所在を確認する
- ◆ 送迎車（3列以上）を運行する場合は、障害児の降車時にブザーなどにより、所在の確認を行うこと



参考

障害児通所支援事業所等における安全計画の策定に関する留意事項等について
(令和5年7月4日こども家庭庁事務連絡)

【別添資料3】事業所安全計画例